

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																			
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R									
1	申告等番号 (「申告番号」欄)	入力不可。																				
2	大額・少額 識別 (「大額/少額*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> <tr> <td>大額申告</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>少額申告</td> <td>S</td> </tr> </table> <p>(注) ① 大額申告とは、少額申告以外の貨物の通関をいう(以下この章において同じ。) ② 少額申告とは、関税法基本通達 67-4-1 (輸入少額貨物の簡易通関扱い) に規定する貨物の通関をいう(以下この章において同じ。)</p>	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S														
区 分	コード																					
大額申告	L																					
少額申告	S																					
3	申告等種別 コード (「申告等種別*」欄)	次の手続内容に応じた申告等種別コードを必須入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

手続内容	申告等 種別 コード	備 考
輸入申告 (申告納税)	C	B P 承認申請、予備申告を含む。
輸入申告 (賦課課税)	F	
蔵入承認申請	S	予備申告を含み、機用品蔵入承認申請を含まない。
移入承認申請	M	予備申告を含む。
総保入承認申請	A	予備申告を含み、機用品総保入承認申請を含まない。
展示等申告	G	
蔵出輸入申告 (申告納税)	K	B P 承認申請を含む。
蔵出輸入申告 (賦課課税)	D	
移出輸入申告 (申告納税)	U	製造又は加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とし、B P 承認申請を含む。
移出輸入申告 (賦課課税)	L	製造又は加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
総保出輸入申告 (申告納税)	B	製造又は加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とし、B P 承認申請を含む。
総保出輸入申告 (賦課課税)	E	製造又は加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
輸入 (引取) 申告	H	予備申告を含む。
特例委託輸入 (引取) 申告	N	予備申告を含む。
輸入 (引取・特例) 申告	J	予備申告を含む。
特例委託輸入 (引取・特例) 申告	P	予備申告を含む。
蔵出輸入 (引取・特例) 申告	R	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																							
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R													
4	申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告 (緊急通関貨物)</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告 (特別通関貨物)</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>自由化申告 (緊急通関貨物)</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告 (緊急通関貨物)</td> <td>K</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>① 緊急通関貨物とは、輸出入申告等に係る貨物の種類に応じて税関が個別に申告先として設定する通関担当部門に輸出入申告等する貨物のことをいう (以下この章において同じ)。</p> <p>② 特別通関貨物とは、特定の税関官署の開庁時間外における通関業務を担当する通関部門が設置されている税関官署あてに輸出入申告等する貨物のことをいう (以下この章において同じ)。</p> <p>③ 「E」(自由化申告 (緊急通関貨物)) は横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する。</p>	区 分	コード	一般申告 (緊急通関貨物)	R	一般申告 (特別通関貨物)	T	自由化申告 (緊急通関貨物)	E	横持ち申告	Y	横持ち申告 (緊急通関貨物)	K	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
区 分	コード																									
一般申告 (緊急通関貨物)	R																									
一般申告 (特別通関貨物)	T																									
自由化申告 (緊急通関貨物)	E																									
横持ち申告	Y																									
横持ち申告 (緊急通関貨物)	K																									
5	申告貨物識別 (「貨物識別」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外交官貨物</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>MDA貨物</td> <td>X (注)</td> </tr> <tr> <td>EMS</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>航空郵便物</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>海上郵便物</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>SAL</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「X」(MDA貨物) については、「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告 (申告納税)) を入力した場合に限り入力することができる。</p>	区 分	コード	外交官貨物	L	MDA貨物	X (注)	EMS	E	航空郵便物	H	海上郵便物	M	SAL	U	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
区 分	コード																									
外交官貨物	L																									
MDA貨物	X (注)																									
EMS	E																									
航空郵便物	H																									
海上郵便物	M																									
SAL	U																									
6	識別符号 (「識別符号」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 (法人番号を有する者)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人番号を有しない者及び個人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該項目を入力しない場合であって、「輸入者」欄左に法人番号又は法人番号と関連付けられているJASTPROコード若しくは税関発給コードを入力した場合は、システムにより自動的に「1」(法人 (法人番号を有する者)) が出力される。</p>	区 分	コード	法人 (法人番号を有する者)	1	法人番号を有しない者及び個人	2	不明	3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
区 分	コード																									
法人 (法人番号を有する者)	1																									
法人番号を有しない者及び個人	2																									
不明	3																									
7	あて先官署コード (「あて先官署」欄)	(1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照) がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」(一般申告 (特別通	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別										
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>関貨物)) を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照) がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 「申告等予定者」欄に入力する利用者コード又は「申告等予定者」欄を入力しない場合は入力者の利用者コードについて、輸入申告等先の税関官署コードがシステムに登録されている場合は、当該登録されている税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照) が(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の税関官署に輸入申告等先を変更する場合は、輸入申告等先の税関官署コード(「業務コード集」参照) を入力する。</p> <p>(4) 自由化申告の場合は輸入申告等先の税関官署コード(「業務コード集」参照) を入力する。</p>											
8	あて先部門コード (「あて先部門」欄)	<p>(1) 「品目番号*」欄左等への入力内容に基づき、システムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に輸入申告等先を変更する場合は、輸入申告先部門を部門コードで入力する。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	特例申告 あて先官署コード (「特例あて先官署」欄)	<p>(1) 輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告を行う税関官署と同一の税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照) がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 本関以外の税関官署で輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告を行い、かつ、当該申告に係る特例申告又は特例委託特例申告を本関で行う場合は、本関の税関官署コード(「業務コード集」参照) を入力する。</p>									○	○	○
10	特例申告 あて先部門コード (「特例あて先部門」欄)	<p>(1) 輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告を行う税関官署と特例申告又は特例委託特例申告を行う税関官署が同一の場合は、輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告を行う部門の部門コードがシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告を行う税関官署と特例申告又は特例委託特例申告を行う税関官署が異なる場合は、「品目番号*」欄左等への入力内容に基づき、システムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、自動的に出力された部門以外の部門に変更する場合は、輸入申告等先部門コードを入力する。</p>									○	○	○
11	申告等予定年月日 (「申告等予定年月日」欄)	<p>(1) 本業務を実施した日の翌日以降に輸入申告等を行う場合は、輸入申告等の予定年月日を西暦(8桁)で入力する。</p> <p>(2) 入力しない場合は、本業務を行った日がシステムにより自動的に出力される。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
21	税関事務管理人受理番号(「受理番号」欄)	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	税関事務管理人名(「受理番号」欄下)	税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。 ① 「税関事務管理人」欄を入力しなかった場合。 ② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	通関予定蔵置場コード(「蔵置場所*」欄)	(1) 保税地域又は他所蔵置場所において申告する場合 通関予定の保税地域又は他所蔵置場所の保税地域コード(「業務コード集」参照)を必須入力する。 (2) 予備申告(貨物到着時自動起動)の場合 税関官署ごとに定められている予備申告(貨物到着時自動起動)の保税地域コード(「業務コード集」参照)を必須入力する。 (3) 貨物到着前輸入申告扱いの場合 次の申告等種別コードの場合に、税関官署ごとに定められている貨物到着前輸入申告扱い用の保税地域コード(「業務コード集」参照)を必須入力する。 ・「H」(輸入(引取)申告) ・「J」(輸入(引取・特例)申告) ・「N」(特例委託輸入(引取)申告) ・「P」(特例委託輸入(引取・特例)申告) (4) 貨物が分散蔵置されている場合 ① 代表とする蔵置場の保税地域コード(「業務コード集」参照)を必須入力する。 ② 輸入貨物(本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。)が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当するときは、1件の輸入申告として一括申告することができる。 なお、保税地域には、他所蔵置場所(関税法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所)は含まれない。 イ 輸入貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、同一都道府県に所在していること。 ロ 輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸入申告により通関する必要があると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																		
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R								
		<p>ハ 複数の保税地域に分散して置かれている貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名、数量、価格並びに定率法別表（関税率表）及び輸入統計品目表の適用上の所属を輸入者又は通関業者が把握し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められること。</p> <p>(注)</p> <p>① 代表とする通関予定蔵置場を入力した場合は、「輸入承認証等」欄左に「OTST」（保税地域コード）を入力し、「輸入承認証等」欄右に代表とする蔵置場以外の保税地域コード及び貨物個数等を入力する。</p> <p>② システムに登録されていない蔵置場の場合は、管轄官署ごとのバスケットコード（例：1AWWW）を入力し、「記事（税関）」欄に蔵置場の名称及び貨物個数等を入力する。</p> <p>③ 同一の保税地域コードで、複数の都道府県にまたがって所在する保税蔵置場の場合において、システムに登録されている都道府県と異なる都道府県に所在する保税蔵置場で通関する場合は、システム対象外となる。</p> <p>④ CYの保税地域コードを入力することにより、コンテナ扱いとなる。</p> <p>⑤ 貨物到着前輸入申告扱いとは、「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）後、貨物到着前に輸入申告を行うことをいう（以下この章において同じ）。</p>																			
24	一括申告等 識別 （「一括申告」欄）	<p>一括申告又は一括申請（以下「一括申告等」という。）する場合又は分散蔵置の場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテナ貨物のみ</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>コンテナ貨物と コンテナ貨物以外の貨物</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>コンテナ貨物以外のみ</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>① 「蔵置場所*」欄(4)（貨物が分散蔵置されている場合）の②に該当する場合は、1件の申告として一括申告することができる。</p> <p>② 「蔵置場所*」欄に、本船若しくはふ中扱い承認申請、予備申告（貨物到着時自動起動）又は貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力した場合は、入力不可。</p>	区 分	コード	コンテナ貨物のみ	C	コンテナ貨物と コンテナ貨物以外の貨物	M	コンテナ貨物以外のみ	L	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																				
コンテナ貨物のみ	C																				
コンテナ貨物と コンテナ貨物以外の貨物	M																				
コンテナ貨物以外のみ	L																				

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
25	申告等予定者コード (「申告等予定者」欄)	(1) 申告者を指定する場合は、申告者の利用者コードを入力する。 (2) 申告者を指定しない場合は、入力を要しない(本業務の入力者が申告予定者となる。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	輸入取引者コード (「輸入取引者」欄左)	(1) 「輸入者」欄左に限定輸入者の輸出入者コードを入力した場合は、輸入取引者(インボイス又はインボイスに代わる書類に記載された荷受人)を輸出入者コードで入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 輸出入者コードを有しない輸入取引者の場合は、入力を要しない。	○					○	○	○	○	○	○	○
27	輸入取引者名 (「輸入取引者」欄右)	「輸入者」欄左に限定輸入者の輸出入者コードを入力した場合であって、次のいずれかに該当する場合は、輸入取引者名を入力する。 ① 「輸入取引者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸入取引者」欄左に関連付けのない法人番号を入力した場合。	○					○	○	○	○	○	○	○
28	仕出人コード (「仕出人」欄左)	(1) 海外用輸出入者コードを有する仕出人の場合は、海外用輸出入者コードを入力する。 (2) 海外用輸出入者コードを有しない仕出人の場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	仕出人名 (「仕出人」欄右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人名を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合は、入力を要しない。 (3) 「包括評価番号」欄に包括評価申告受理番号を入力する場合は、次のいずれかに該当するときを除き、入力を要しない。 イ 「評価」欄に以下の入力をしたとき。 「5」(申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの) 「Z」(包括評価申告を適用するものであって次のもの) ・システムに未登録のもの ・登録済みであって評価結論等が未修正のもの ・BP承認後IBPに係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの ロ 輸出者が複数であり、かつ、輸出国が複数である包括評価申告のとき。 ハ 輸入貨物の評価(個別・包括)申告書に記載された輸出者と仕出人が異なるとき。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	住所1 (Street and number/P.O.BOX) (「住所」欄上段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Street and number/P.O.BOX)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P.O.BOX)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R		
31	住所2 (Street and number/P. O. BOX) (「住所」欄上段右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なる場合は、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	住所3 (City name) (「住所」欄中段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(City name)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なる場合は、当該住所(City name)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	住所4 (Country sub-entity, name) (「住所」欄中段右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Country sub-entity, name)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なる場合は、当該住所(Country sub-entity, name)を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	郵便番号 (Postcode identification) (「住所」欄下段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 仕出人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力不要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	国名コード (Country, coded) (「住所」欄下段右)	「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の国の国連LOCODE(「業務コード集」参照)の国名コードを入力する。 ただし、「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は、入力不可。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。															
37	B/L番号/ AWB番号 (「B/L番号*」欄)	(1) 海上貨物の場合 船会社コード(混載貨物の場合は混載貨物用コード)(「業務コード集」参照)+B/L番号を必須入力する。 (2) 郵便物の場合 郵便物番号を必須入力する。なお、6件以上の郵便物番号を入力する場合は、当該郵便物番号を「記事(税関)」欄に入力する。 (注) ① 一括申告等する場合は、仕分け親のB/L番号を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R		
		<p>② 船卸港の地域コードが国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されていない場合は、「ZZ」に税関コードを加えて入力（例：東京税関の場合、「ZZ1」）、港名を「記事（税関）」に入力する。</p> <p>③ 船卸港が不明の場合は、「ZZZ」を入力し、港名を「記事（税関）」欄に入力する。ただし、郵便物の場合は「記事（税関）」欄への入力を要しない。</p>													
47	積出地コード （「積出地」 欄左）	<p>積出地について次のとおり入力する。</p> <p>① 積出地が国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されている場合は、国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）を入力する（例：フランスのルアーブル港の場合は、「FRLEH」）。</p> <p>② 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合又は積出地が不明な郵便物の場合は、国名コード（2桁）に「ZZZ」を加えて入力する（例：フランスの場合、「FRZZZ」）。</p> <p>③ 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に積出地の国名コード及び地域コードがともに掲載されていない場合は、「ZZZZZ」を入力する。</p>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	積出地名 （「積出地」 欄右）	<p>「積出地」欄左に地域コードを入力しなかった場合は、次のとおり入力する。ただし、郵便物の場合は、入力を要しない。</p> <p>イ 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、積出港の名称を入力する。</p> <p>ロ 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に国名コード及び地域コードが掲載されていない場合は、国名又は港名を入力する。</p>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	貿易形態別 符号 （「貿易形態 別符号」欄）	<p>普通貿易統計計上貨物若しくは金統計計上貨物である場合又は次のいずれかに該当する場合は、統計基本通達 25-3（貿易形態別符号）に規定する貿易形態別符号表により、第1符号、第2符号及び第3符号の順に入力する。</p> <p>イ 蔵出輸入申告、蔵出輸入（引取・特例）申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び輸入許可前貨物引取承認後の貨物に係る輸入申告の場合（少額申告の場合を除く。）。</p> <p>なお、この場合は第1符号、第2符号の順に2桁を入力する。</p> <p>ロ 免税適用貨物に係る輸入申告の場合（少額申告の場合を除く。）。</p>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	コンテナ扱 い本数	コンテナ扱いで通関する場合は、コンテナの総本数を入力する。ただし、通関予定蔵置場種別がCYと保税	○	○	○	○	○						○	○	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																			
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R									
		(3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。																				
58	運送場所の名称等 (「名称等」欄右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番13「輸入者名」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。							○	○	○	○	○	○	○							
59	運送場所の電話番号 (「電話」欄)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る電話番号を入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る電話番号を入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。							○	○	○	○	○	○	○							
60	通販貨物等識別 (「通販貨物等識別*」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通販貨物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>F S 利用貨物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	通販貨物	1	F S 利用貨物	2	その他	3						○	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																					
通販貨物	1																					
F S 利用貨物	2																					
その他	3																					
61	プラットフォーム等コード (「プラットフォーム等」欄上段)	(1) 「通販貨物等識別」欄に「1」を入力した場合は、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等にあたるプラットフォーム等コード(業務コード集参照)を必須入力する。 (2) 「通販貨物等識別」欄に「2」を入力した場合は、F S 利用貨物を販売するために利用予定のプラットフォームの名称等にあたるプラットフォーム等コード(業務コード集参照)を入力する。 (3) 「通販貨物等識別」欄に「3」を入力した場合は、入力不可。 (注) プラットフォーム等コードの入力に際して、該当のコードがない場合は、バスケットコード(例: ZZZZZZ等、末尾3桁が「ZZZ」のもの)を入力する。							○	○	○	○	○	○								
62	プラットフォーム名等 (「プラットフォーム等」欄下段)	「プラットフォーム等」欄上段にバスケットコードを入力した場合は、該当するプラットフォームの名称等を必須入力する。							○	○	○	○	○	○	○							

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																				
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R										
63	戻税申告識別 (「戻税申告」欄)	関税率法第19条の3(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)に係る申告を行う場合は、「X」を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
64	輸入貿易管理令第3条等識別 (「貿易管理令」欄)	輸入貿易管理令第3条(輸入に関する事項の公表)に係る公表を行う告示に該当する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		区 分	コード																				
		ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合で、T以外のもの。	W																				
		公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの。 ※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三-8(4)の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力。	T																				
		公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの。	C																				
		公表を行う告示三(三-7(10)及び三-8を除く。)の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの。	G																				
		その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合。	K																				
		輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合。	U																				
		その他	O																				
65	輸入承認証 添付識別 (「輸入承認証」欄)	<p>(1) 輸入貿易管理令第4条第1項(輸入の承認)に規定する「輸入承認証」(輸入貿易管理規則別表:T-2010)がある場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入承認証(有為替)</td> <td rowspan="2">I</td> </tr> <tr> <td>輸入承認証(無為替有為替混在)</td> </tr> <tr> <td>輸入承認証(無為替)</td> <td>F</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「申告等種別*」欄に「H」(輸入(引取)申告)又は「N」(特例委託輸入(引取)申告)を入力した場合であって、「品目番号*」欄左に6桁で入力する場合は、入力不可。</p>	区 分	コード	輸入承認証(有為替)	I	輸入承認証(無為替有為替混在)	輸入承認証(無為替)	F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																						
輸入承認証(有為替)	I																						
輸入承認証(無為替有為替混在)																							
輸入承認証(無為替)	F																						

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																		
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R								
66	内容点検等結果 (「内容点検結果」欄)	<p>貨物の内容点検を実施した場合、関係書類により関税法第69条の11第1項第9号若しくは第10号(輸入してはならない貨物)に規定する知的財産を侵害する物品に該当するか否かについて確認した場合又は税関に対し貨物の確認を依頼する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> <tr> <td>異常なし</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>異常あり</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>確認依頼</td> <td>C</td> </tr> </table>	区 分	コード	異常なし	A	異常あり	B	確認依頼	C	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
区 分	コード																				
異常なし	A																				
異常あり	B																				
確認依頼	C																				
67	税関調査用符号 (「調査用符号」欄)	輸入申告等の調査のため税関が指示した場合は、税関が指示したコードを入力する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
68の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。																					
68	他法令コード (「他法令」欄)	<p>他法令(外為法を除く。)に係る許可又は承認等を証明する場合(他法令において、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明する場合を含む。)は、他法令コード(「業務コード集」参照)を入力する。ただし、5法令を超えた分については、「記事(税関)」欄を入力する。</p> <p>なお、システムを使用して他法令手続(食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法及び感染症法に係る手続をいう。以下この章において同じ。)に係る許可又は承認等を証明する場合は、後記6(システムにより他法令に係る許可又は承認等を証明する場合の入力方法)を参照すること。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
69	共通管理番号 (「共通管理番号」欄)	<p>(1) 他法令手続の証明をシステムを使用して行う場合で、共通管理番号を既に取得しているときは、当該共通管理番号を入力する。</p> <p>(2) 複数のB/Lについて輸入申告等を行う場合は、入力不可。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
70	食品衛生証明識別 (「食品」欄)	<p>(1) 食品衛生法に係る証明をシステムを使用して行う場合で、届出数が1件の場合は「Y」を入力し、届出数が2件から99件までの場合は届出数を入力する。</p> <p>(2) 複数のB/Lについて輸入申告等を行う場合は、入力不可。</p> <p>(3) システムを使用した証明を取り止める場合は、「N」を入力する。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
71	植物防疫証明識別 (「植防」欄)	<p>(1) 植物防疫法に係る証明をシステムを使用して行う場合は、届出数が1件の場合は「Y」を入力し、届出数が2件から99件までの場合は届出数を入力する。</p> <p>(2) 複数のB/Lについて輸入申告等を行う場合は、入力不可。</p> <p>(3) システムを使用した証明を取り止める場合は、「N」を入力する。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別									
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P
以下 73 及び 74 の項目は、最大 10 欄まで繰り返し入力することができる。												
73	輸入承認証等識別 (「輸入承認証等」欄左)	<p>(1) 外為法及びその他の法令に基づく許可番号、承認番号、届出番号若しくは申請番号又は税関における審査に必要となる事項等に係る輸入承認等識別コード(「業務コード集」参照)を入力し、10 欄を超えた分については、「記事(税関)」欄に入力する。</p> <p>(2) 次のコードについては他のコードに優先して入力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ILNJ」(輸入承認証等番号) ・「JKAJ」(事前確認番号(外為法関連機能を利用する場合)) (※) ・「KANS」(関税割当証明書番号(システム)) ・「GENS」(原産地証明書番号等(eC/Oキー、C/O番号))及び「GENN」(原産地証明書番号等(N-C/O番号)) ・「GKNO」(減免戻し税等明細書番号) <p>※冷凍みなまぐろの輸入申告で使用する場合は、「TOKY」(YUNYUKOUHYOU)も併せて入力する。</p> <p>(3) 他法令において、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明する場合は、該当するコード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>(4) 「申告等種別*」欄に次の入力がある場合は「HKAT」(包括審査扱い受理番号)の入力不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H」(輸入(引取)申告) ・「N」(特例委託輸入(引取)申告) ・「J」(輸入(引取・特例)申告) ・「P」(特例委託輸入(引取・特例)申告) ・「R」(蔵出輸入(引取・特例)申告) <p>(5) 「一括申告」欄に入力がある場合は、「TASY」(他所蔵置許可申請番号)の入力は認められないので留意すること。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74	輸入承認証番号等 (「輸入承認証等」欄右)	<p>(1) 「輸入承認証等」欄左に入力した輸入承認証等識別コード(「業務コード集」参照)に係る許可又は承認番号等を入力し、10 欄を超えた分については、「記事(税関)」欄に入力する。</p> <p>(2) 次のコードに係る許可又は承認番号等については優先して入力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ILNJ」(輸入承認証等番号) ・「JKAJ」(事前確認番号(外為法関連機能を利用する場合)) (※) ・「KANS」(関税割当証明書番号(システム)) ・「GENS」(原産地証明書番号等(eC/Oキー、C/O番号))及び「GENN」(原産地証明書番号等(N-C/O番号)) ・「GKNO」(減免戻し税等明細書番号) 	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別										
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>※冷凍みなみまぐろの輸入申告で使用する場合は、「YUNYUKOUHYOU」も併せて入力する。</p> <p>(3) 入力する許可又は承認番号等の桁数が入力可能桁数を超過する場合は、本欄に「K I J I」と入力したうえで、当該許可又は承認番号等を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>(輸入承認証等識別及び輸入承認証番号等の入力例)</p> <p>① 輸入承認証番号及び事前確認番号の入力 イ システムを使用して輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 ILNJ IL12345678 ロ 書面により輸入承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 ILNO IL12345678 (注) 輸入申告等後、システムを使用した裏書き登録内容に誤りがあるため裏書訂正する場合は、あらかじめ当該訂正について税関（通関担当部門）の了承を得たうえで裏書きを訂正する。</p> <p>② 関税割当証明書番号の入力 イ システムを使用して関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 KANS A123456789 ロ 書面により関税割当裏落しの管理を行う場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 KANW 1000-1234</p> <p>③ 本船扱い又はふ中扱い承認番号の入力 イ システムを使用して本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 HFNN 1234567891 ロ 書面により本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 HFNO 1000-1234</p> <p>④ 他所蔵置許可に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 TASY 1234567891</p> <p>⑤ 外国為替令第8条第2項（支払手段等の輸出入の許可）に規定する支払手段等に係る入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 PAYL AABCC1234</p> <p>⑥ 日・スイス経済連携協定に基づき、日本原産品を輸入する場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 JORG 01, 03</p>											

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別										
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>なお「輸入承認証番号等」欄の入力方法は次による。</p> <p>イ 「01 欄」及び「03 欄」が日本原産品の場合 0 1, 0 3</p> <p>ロ 「01 欄」から「10 欄」までが日本原産品の場合 0 1-1 0</p> <p>ハ 全ての欄が日本原産品の場合 A L L</p> <p>ニ イ又はロの方法によると 20 桁を超える場合 K I J I</p> <p>この場合は、イ又はロの方法による入力内容を「記事（税関）」欄に入力する。</p> <p>⑦ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る入力</p> <p>イ 法第2条第3項に規定する「第二種特定化学物質」、同条第4項に規定する「監視化学物質」、同条第5項に規定する「優先評価化学物質」、又は同条第7項に規定する「一般化学物質」の場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 C R N O 9-8 7 6</p> <p>ロ 前記イ以外の場合 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 C R N L 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0</p> <p>⑧ 他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物であって、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類を提出する場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 T O K U I Y A K U</p> <p>⑨ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る手続においてシステムを利用して行った場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 P A N E P 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 P A Y A Y 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</p> <p>⑩ 日・オーストラリア経済連携協定に基づくオーストラリア原産品における事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 J K Y O 0 1 2 3 4 5 6</p> <p>⑪ e C/Oについてシステムに登録されたN-C/O番号の入力（G E N Nの場合） 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 G E N N 2 0 2 2 0 0 0 A B C D</p>											

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																			
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R									
		<p>⑫ eC/Oについてシステムに登録されたeC/Oキー、C/O番号の入力（GENSの場合） 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 GENS 0123456ABCD GENS TJ2022-0456 ※「GENS」に係る番号を入力する場合は、必ず輸入承認証等欄を2欄使用し、「eC/Oキー」「C/O番号」の順に連続して入力すること。 （その他については、「業務コード集」参照）</p> <p>⑬システムを利用して減免戻し税等の登録を行った場合の入力 輸入承認証等識別 輸入承認証番号等 GKNO GK25A012342</p>																				
75	インボイス識別 （「仕入書識別*」欄）	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>インボイスに代わる書類</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	インボイス	A	インボイスに代わる書類	B	電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)	C	電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)	D	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																					
インボイス	A																					
インボイスに代わる書類	B																					
電子インボイス(NACCS/仕分情報あり)	C																					
電子インボイス(NACCS/仕分情報なし)	D																					
76	電子インボイス受付番号 （「電子仕入書受付番号」欄）	「仕入書識別*」欄に「C」（電子インボイス（NACCS/仕分情報あり））又は「D」（電子インボイス（NACCS/仕分情報なし））を入力した場合は、電子インボイス受付番号を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
77	インボイス番号 （「仕入書番号」欄）	(1) インボイス又はインボイスに代わる書類の番号を入力する。 (2) インボイス又はインボイスに代わる書類が複数にわたる場合は、「輸入承認証等」欄左に「INVN」、「輸入承認証等」欄右に他のインボイス又はインボイスに代わる書類の番号を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
78	インボイス価格区分コード （「仕入書価格」欄左） （申告等種別「H」及び「N」は「仕入書種別」欄左）	インボイス、インボイスに代わる書類又は電子インボイス（以下この節において「インボイス等」という。）の価格区分について、次の区分に応じたコードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																		
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R								
	区 分	コード	説 明																		
	有償貨物についてのインボイス等価格	A	決済金額をいう。(I/L裏書きの送り状金額と一致する。)なお、内取通関の場合は、内取分の価格をいう。																		
	無償貨物についてのインボイス等価格	B	無償貨物について、採用したインボイス等価格をいう。																		
	有償貨物についてのインボイス等価格に無償貨物についての価格を加えた価格	C	有償無償混在貨物において、有償貨物についての価格が「A」(有償貨物についてのインボイス等価格)と同条件であり、かつ、無償貨物についての価格が「B」(無償貨物についてのインボイス等価格)と同条件である場合をいう。																		
	A、B、C以外の価格	D	評価申告書Ⅱによる課税価格、評価申告書別添プライスリストによる価格、税関鑑定価格又はインボイス等表示価格(例えば、インボイス等の建値がC&Fの場合は、実際に支払った運賃を採用する場合又は包括評価結論がFOBのときにインボイス等に表示されているFOB価格をインボイス等価格として採用する場合等)等、他の区分に該当しない価格をいう。																		
79	インボイス価格条件コード (「仕入書価格」欄中左) (申告等種別「H」及び「N」は「仕入書種別」欄中)	次の区分に応じたコードを入力する。																			
		区 分	コード																		
		①	FOB価格	FOB																	
		②	C&I価格	C&I																	
		③	C&F価格	C&F																	
		④	CIF価格	CIF																	
		⑤	EXW価格	EXW																	
		⑥	FCA価格	FCA																	
		⑦	FAS価格	FAS																	
		⑧	DAP価格	DAP																	
		⑨	DAF価格	DAF																	
		⑩	DES価格	DES																	
		⑪	DDU価格	DDU																	
		⑫	DPU価格	DPU																	
		⑬	DAT価格	DAT																	
		⑭	DEQ価格	DEQ																	
		⑮	DDP価格	DDP																	
		⑯	CFR価格	CFR																	
		⑰	CPT価格	CPT																	
		⑱	CIP価格	CIP																	
		(注1) ①から④までのいずれかのコードを入力した場合は、インボイス価格、運賃、保険、評価及び按分に関する項目に入力した内容から課税価格が自動計算により算出される。 (注2) ⑤から⑱までのいずれかのコードを入力した場合は、自動計算による課税価格が算出されないことから、「補正」欄左に「DP」(手計算により算出した課税価格の総額入力)を入力し、「補																			

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
		<p>正」欄右に手計算により算出した課税価格の総額を入力し、「補正」欄中左にその通貨の通貨コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(注3) インボイス等による価格条件が①から④までのいずれにも該当しない場合であっても、自動計算により課税価格を算出させたい場合は、①から④までのうちいずれか類似のコードを入力し、「仕入書価格」欄右にインボイスうえの金額について当該入力した価格条件に応じて補正した額を入力し、「補正」欄中左にその通貨の通貨コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>なお、実際取引の価格条件を「記事（税関用）」欄に入力する。</p> <p>(注4) インボイス等による価格条件がいずれの区分にも該当しない場合は、いずれか類似する区分のコードを入力し、他の項目については注2又は注3に準じて入力する。</p>												
80	インボイス通貨コード（「仕入書価格」欄中右） （申告等種別「H」及び「N」は「仕入書種別」欄右）	インボイス等価格の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	インボイス価格（「仕入書価格」欄右）	<p>(1) 「仕入書価格」欄左に入力したコードに対応する価格を入力する。</p> <p>(2) 「仕入書価格」欄中右に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで入力することができる。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
82	運賃区分コード（「運賃」欄左）	次の区分に応じたコードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
区 分		コード	説 明											
B/L上の運賃全額		A	通常は、チャージコレクトの場合の運賃をいう。プリペイドの運賃も含まれるが、この場合は、「仕入書価格」欄左に「B」（無償貨物についてのインボイス等価格）又は「D」（A、B、C以外の価格）を入力することとなる。											
B/L上の運賃の一部で、「インボイス価格」の価格に対応する分の運賃		B	例えば有償無償混在貨物において、「仕入書価格」欄左に「A」（有償貨物についてのインボイス等価格）を入力した場合に用いる手計算により価格按分した有償分のみの運賃をいう。											
内取分の運賃		C	内取通関で使用する運賃として、手計算により算出した重量按分又は容量按分による運賃をいう。											

項 番	項目名 (入力画 面)	内 容	申告等種別										
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
	差額運賃又はその他の区分に該当しない運賃	E	(1) インボイス等上の運賃より実際の運賃が上回っている場合の差額運賃をいう。 (2) 前記「A」(B/L上の運賃全額の場合)、「B」(B/L上の運賃の一部で、「インボイス価格」の価格に対応する分の運賃) 及び「C」(内取分の運賃) に該当しない運賃をいう。										

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別											
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
83	運賃通貨コード (「運賃」欄中)	運賃の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
84	運賃 (「運賃」欄右)	(1) 「運賃」欄左に入力した運賃区分コードに対応する運賃を入力する。 (2) 「運賃」欄中に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。 (3) 「運賃」欄左に入力した運賃区分コードが「税関長公示額により運賃及び保険料を自動計算する場合」のコードである場合は、入力を要しない。ただし、入力した場合は、税関長公示額と入力運賃が比較され、低い額が運賃として適用される。 (4) 「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが「C&F」又は「CIF」の場合で、インボイス等上の運賃より実際の運賃が上回っているときは、その差額分の運賃を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
85	保険区分コード (「保険」欄左)	次の区分に応じたコードを入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

区 分	コード	説 明
個別保険のもの	A	課税価格に算入すべき保険料を全て含む。 ただし、B/L上に記載されている保険料は、運賃として取り扱う。
包括保険扱いのもの	B	「保険」欄右に包括保険番号を入力する(システムに登録されている指数により保険料の額が自動的に算出される。)
保険料不明のもの(税関長公示額により保険料を自動計算)	C	税関長公示額による保険料(公示額に基づき保険料の額が自動的に算出される。)
付保していないもの	D	「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが「C&F」又は「FOB」の場合であって、付保していない場合に限る。
保険料不明のもの(保険率表等に基づき、保険料を入力)	E	保険率表等に基づき手計算により算出した保険料。

(注)

- ① 評価結論がCIF価格を補正基礎額とする場合は、保険区分コードが「D」(付保していないもの)に該当することはないことから留意すること。
- ② 包括保険扱いのものであっても当該内容が次のいずれかに該当し、包括保険情報の登録がされない場合は、「B」(包括保険扱い)が入力できないことから、「A」(個別保険のもの)を入力し、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄中右に入力する。
イ JASTPROコード又は税関発給コードを有しない申請者によるもの。
ロ 保険料算出指数が複数あり、それぞれに最低保険料が設定されているもの。
- ③ 「仕入書価格」欄中左に「CIF」又は「C&I」を入力した場合は入力不可。
- ④ 「申告等予定年月日」欄に入力した年月日が包括保険の有効期間内である場合は、本業務の実施日が有効期間の開始前であっても、包括保険を入力することができる。

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R		
86	保険通貨コード (「保険」欄 中左)	(1) 「保険」欄左に「A」(個別保険のもの)又は「E」 (保険料不明のもの(保険率表等に基づき、保険料を 入力))を入力した場合は、保険料の通貨種別を通貨 コード(「業務コード集」参照)で入力する。 (2) 「保険」欄左に「B」(包括保険扱いのもの)、「C」 (保険料不明のもの(税関長公示額により保険料を 自動計算))又は「D」(付保していないもの)を入力 した場合は、入力不可。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
87	保険金額 (「保険」欄 中右)	(1) 「保険」欄左に「A」(個別保険のもの)を入力し た場合は、保険料の額を入力する。 (2) 「保険」欄左に「E」(保険料不明のもの(保険率 表等に基づき、保険料を入力))を入力した場合は、 保険料率表等に基づき手計算により算出した保険料 の額を入力する。 (3) 通貨種別が「JPY」以外の場合は、小数点以下第 2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。 (4) 「保険」欄左に「B」(包括保険扱いのもの)、「C」 (保険料不明のもの(税関長公示額により保険料を 自動計算))又は「D」(付保していないもの)を入力 した場合は、入力不可。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
88	包括保険番 号 (「保険」欄 右)	「保険」欄左に「B」(包括保険扱いのもの)を入力 した場合は、包括保険番号(包括保険について税関が登 録したものは6桁、損害保険会社が登録したものは8 桁)を次のとおり入力する。 ① 保険料率が1種類の場合(枝番がない場合)は、 包括保険番号及び「1」を入力する。(例:包括保 険番号が1A001の場合は、「1A0011」、 包括保険番号がH123456の場合は、「H1 234561」) ② 保険料率が品名により異なる場合(枝番がある場 合)は、包括保険番号及び枝番を入力する。(例: 包括保険番号2B222の場合であって、枝番が 2の場合は、「2B2222」、包括保険番号がH 234567の場合であって、枝番が3の場合 は、「H2345673」)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																				
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R										
89	評価区分 コード (「評価」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 なお、インボイス上の金額に含まれない無償分に適用する評価申告は、評価申告の内容を「記事（税関）」欄に入力する。																					
		区 分	コード																				
		包括評価申告を適用するもの	(入力しない)																				
		評価申告書の提出を要しないもの	0																				
		申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		個別評価申告を適用するもの	6																				
		特殊関係が取引価格に影響を与えないもの	7																				
	包括評価申告を適用するものであってシステムに未登録のもの、登録済みであって評価結論等が未修正のもの又はBP承認後IBPに係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの	Z																					
90 の項目は、最大 3 欄まで繰り返し入力することができる。																							
90	包括評価申告受理番号 (「包括評価番号」欄)	(1) 包括評価申告を適用する場合は、包括評価申告受理番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 評価区分コードが競合する場合又は複数の評価申告を適用する場合は、「5」（申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの）を入力し、「包括評価番号」欄に包括評価申告受理番号を入力する。ただし、4 以上の包括評価申告受理番号を入力する必要がある場合は、「包括評価番号」欄に主たる包括評価申告受理番号を 3 欄まで入力し、その他の包括評価申告受理番号については「輸入承認証等」欄左に「VDNO」（評価申告書番号）、「輸入承認証等」欄右に当該包括評価申告受理番号を入力する。 (3) 複数の包括評価申告番号を入力した場合は、システムによる自動計算が行われないことから、後記の項番 91 から 94 の項目について包括評価申告の内容を入力する。 (注)「申告等予定年月日」欄に入力した年月日が包括評価の有効期間内である場合は、本業務の実施日がある有効期間の開始前であっても、入力することができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

項 番	項目名 (入力画 面)	内 容	申告等種別											
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R	
		ロ 「蔵置場所*」欄に入力したコードに係る保税 地域と同一許可内の保税地域コード ハ 「蔵置場所*」欄に入力したコードに係る保税 地域と同一の総合保税地域内の保税地域コード なお、システムに登録されていない蔵入等先保 税地域の場合は、「99999」を入力し、「記事(税関)」 欄に蔵入等先保税地域名を入力する。												

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別										
			C F	S	M	A	G	K D	U L	B E	H N	J P	R
		<p>② 特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、2欄目に特例申告納期限延長用担保の担保登録番号を入力する。</p> <p>ただし、輸入（引取・特例）申告、蔵出輸入（引取・特例）申告及び特例委託輸入（引取・特例）申告の場合であって、1欄目に入力した特例申告等に係る保全担保が併用担保（特例申告納期限延長に使用できるものに限る。）であるときは、2欄目については、入力を要しない。</p> <p>(注)</p> <p>① 担保登録番号とは、税関手続関連（共通編）-共通手続-第3章第5節2（システムによる担保提供手続）又は3（書面による担保提供手続）に定める据置担保の登録によって交付される「担保登録票」の「担保登録番号」欄に出力された番号をいう。</p> <p>② 「申告等予定年月日」欄に入力した年月日が据置担保の有効期間内である場合は、本業務の実施日がある有効期間の開始前であっても、据置担保を入力することができる。</p>											
104	記事 (税関用) (「記事(税関)」欄)	<p>(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。</p> <p>(2) 漢字及びかなで入力することもできる。</p> <p>(3) 関税法基本通達 68-5-11 の4(2)ホ(イ)に該当する場合、「E P A W O」を入力する。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
105	記事 (通関業者用) (「記事(通関)」欄)	<p>(1) 通関業者等が必要とする事項を入力する。</p> <p>(2) 漢字及びかなで入力することもできる。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
106	記事 (荷主用) (「記事(荷主)」欄)	<p>(1) 荷主に必要な事項を入力する。</p> <p>(2) 漢字及びかなで入力することもできる。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
107	荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄)	荷主セクションコード（契約に携わった荷主側の部署コード等）を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
108	荷主リファレンスナンバー (「荷主 Ref No.」欄)	荷主リファレンスナンバー（荷主側が管理している申告に係る契約書等の番号等）を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
109	社内整理用番号 (「社内整理番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○